

ドイツ・バイエルン州の農業支援システム

坂内 久〈一般財団法人 農村金融研究会 主席研究員〉
清水徹朗〈取締役基礎研究部長〉

〔要 旨〕

ドイツの農業は歴史的背景と地理的条件により地域差が大きく、バイエルン州の経営規模は小さい。そのためバイエルン州は、EECが1968年に発表した離農促進による農業構造改革を進める「マンスホルトプラン」に反発し、兼業農家を排除しない農政の路線（「バイエルンの道」）を示した。

ドイツの農業支援システムは州により異なるが、バイエルン州では州政府の関与が強く、農業教育と技術・経営支援を連結させた仕組みを有している。そのバイエルン州でも、畜産団体、マシーネリング、農民連盟等の民間組織による有料のアドバイス事業のウェイトが高まっており、州政府がその費用の一部を助成している。また、バイエルン州は、農家民宿、農家レストラン等による兼業収入の確保を重視し支援している。

日本の農協営農指導事業や農業改良普及事業は改革が求められているが、今後改革を進めるにあたって、ドイツ・バイエルン州の経験から学ぶことは多い。

目 次

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1 ドイツの農業と農業支援システム | (2) 州が中心となった農業支援体制 |
| (1) 地域差が大きいドイツ農業 | (3) 農業者とアドバイザーの養成 |
| (2) 戦後西ドイツ農政の歩み | (4) 農業経営に対するアドバイス |
| (3) ドイツの農業支援システムの特色 | (5) 農外副収入の確保支援 |
| 2 バイエルン州の農業支援システム | (6) 農業者支援と農協 |
| (1) バイエルン州の農業の概況 | 3 バイエルン州の経験と日本への示唆 |

当研究所では、今後の農協のあり方を考えるうえで営農指導事業の改革が不可欠であるとの問題意識のもとこれまで国内調査を進めてきたが、^(注1)本稿は、日本が明治期以降多くを学んだドイツの事例が参考になるとの考えから農村金融研究会と共同で実施したドイツ・バイエルン州の現地調査（2014年2月、15年2月の2回）の結果を紹介するものである。

(注1) 清水徹朗「農協営農指導事業の改革方向」（2014年5月号『農林金融』）、総研レポート『JAの農業経営管理支援に関する実証的研究』（15年7月）。なお、過去2年間にわたる国内調査の結果は近日中に総研レポートとして発刊予定である。

1 ドイツの農業と農業支援システム

(1) 地域差が大きいドイツ農業

ドイツの農業は歴史的背景や地理的条件（地形、気象等）により地域差が大きく、農業に関する制度も州により違いがある。特に、エルベ川を境に東西で農業構造が大きく異なっており、かつてエルベ川以東ではユンカー（地主）による大規模な農業経営が営まれていた。それが東ドイツ時代には集団農場になり、現在でも旧東ドイツの農業経営の規模は大きい。一方、旧西ドイツでは、北部に一部比較的規模が大きい経営体があるものの、西部や南部の経営規模は小さく、それが戦後の西ドイツ農業の出発点になった。

現在のドイツの農業構造をみると、2013年^(注2)において農業経営の数は28.5万（うち旧

西ドイツ26.0万、旧東ドイツ2.4万）であり、農地面積は1,670万ha（日本の3.7倍）で、平均経営面積は58.6ha（旧西ドイツ42.9ha、旧東ドイツ229.3ha）である。旧西ドイツの農業経営数は1960年に116万（2ha以上）であったが、^(注3)この50年間で約4分の1に減少し、経営規模は着実に増大してきた。

(注2) ドイツ・旧西ドイツの農業統計における農家・農業経営の定義は変化しており、最低規模は0.5ha、1.0ha、2.0haと変えられてきたが、現在は「原則として5ha以上」を農業経営としており、5ha未満であっても家畜頭数が一定規模以上等の経営体（13年で2.5万）も含んでいる。

(注3) 0.5ha以上の農業経営数は162万であり、60年当時は0.5～2haの農家が46万戸あった。

(2) 戦後西ドイツ農政の歩み

— マンスホルトプランへの反発と「バイエルンの道」 —

第二次世界大戦後、欧州ではマーシャルプランのもと経済復興が進められ西ドイツの経済も順調に成長軌道に乗ったが、その過程で農業と他産業との不均衡が問題になった。また、欧州の市場統合が検討されるなかで農業の競争力強化が求められ、西ドイツは1955年に農業法を制定し、農業の生産性向上と構造改善を農業政策の目標に掲げた。しかし、50年代以降農業機械化が急速に進展し労働生産性が向上したものの、西ドイツでは零細な兼業農家が多く存続し、農業経営の規模拡大はそれほど進まなかった。

一方、58年にEECが結成され、67年には共通市場が完成したが、農産物過剰、農業者の低所得等の問題の解決を図るため、EECは68年に「マンスホルトプラン」を発表し、農産物価格の引下げ、離農促進によ

る農業構造改善を進める方針を示した。しかし、小規模農家を多く抱える西ドイツの農業団体はこの方針に強く反発した。特に、西ドイツ最大の農業地域であるバイエルン州では、農家の農業機械、労働力を相互に融通し合い専業農家と兼業農家がともに存続することをめざしたマシーネリングが広く普及しており、離農を促して構造改革を進めるマンスホルトプランに対する批判が強く、70年に「バイエルン州農業振興法」を制定し、マンスホルトプランとは異なり兼業農家を排除しない農政の方向（「バイエルンの道」^(注4)）を示した。

その後も、ドイツの農業政策は、生産性のみを追い求めるのではなく、地域社会との関係や自然環境に配慮した政策を採用しており、条件不利地域政策を重視し、農家民宿など農家に兼業機会を与える事業を進めている^(注5)。

（注4）ガイエルスベルガー（1970）、バイエルン州食糧農林省（1972）

（注5）高山（1991）、中林（1992）、市田（2004）

（3）ドイツの農業支援システムの特徴

木村慶男氏は『世界の農業支援システム』（1994）において、欧州の公的農業普及事業のタイプを以下の3つに整理している。

- ①国が財政負担し農業普及組織を運営
- ②地方政府（州、県）が普及事業の主体で、国が費用の一部を負担
- ③農業団体が普及事業を行い、国や地方政府が費用を一部助成

ドイツ南部・西部は②のタイプであり、日本の農業改良普及制度もこれにあたる。

また、ドイツ北部やフランス、デンマークは③のタイプであるが、現在の欧州では①のタイプはほとんどみられなくなっている。

木村氏は同書で、ドイツの公的普及事業の特色として、①職業教育と普及事業の一体化、②生活分野の普及事業の存在、③州により内容が異なる、④連邦政府が州の普及事業に経費の負担をしていない、⑤普及事業のサービスは原則無料、の5つを挙げている。こうしたドイツの普及事業の性格は歴史的に形成されたものであり、ドイツでは1860年代に農業に従事する若者の教育のため冬季学校が設けられたが、冬季学校の教師は夏季には普及員として活動した。

また、四方康行氏は、ドイツの農業普及のルートを、①州の公的普及、②農業会議所の普及、③普及リング、④民間による普及、の4つに区分し、南ドイツ（バイエルン州等）やザクセン州では公的普及の割合が高く、旧東ドイツやチュービンゲン州では民間コンサルタント、北西部やザールラント州では農業団体による普及が主である^(注6)としている。

四方氏によると、ドイツでは1932年より一定規模以上の農業経営に対して農業簿記の記帳を義務付ける制度が導入されており、2007年において農業経営の47%（面積で84%）が税法上の簿記記帳経営である。欧州では農業経営が大規模化するにつれて経営管理や税務対応がますます重要になっており、これらをサポートする専門家・専門機関が大きな役割を果たしている。

（注6）四方（2012）参照。

2 バイエルン州の農業支援システム

(1) バイエルン州の農業の概況

バイエルン州はアルプスやオーストリアに近いドイツ南部に位置し、州の面積は7.1万km²で、うち農地が49.2%（3分の2が耕地、3分の1が牧草地）、森林が35.1%を占めている。また、人口は1,250万人（ドイツ全体の15.5%）で、農業就業人口は144万人（同23.2%）である。

バイエルン州の農家数は減少を続けており（第1図）、13年では11万戸で、うち連邦やEUによる農業補助の対象となる農業経営（原則5ha以上）は93,300戸、残る約2万戸がそれ未満の「趣味的あるいは自給的農家^(注7)」と位置づけられている。州の農地面積は314万ha、農家の平均規模は33.8haでドイツ全体の平均（58.6ha）より小さい。農家の5割近くは20ha未満であり、農家のうち兼業農家が59%と多く、専業農家は41%である。また、全農家の74%が家畜を飼養

第1図 バイエルン州の農家戸数



資料 “Land- und Forstwirtschaft in Bayern, Grafiken und Tabellen 2014” バイエルン州食料農林業局

し、うち約半数が酪農を営んでいる。

バイエルン州の農業総生産額は104億ユーロ（1兆4,040億円：12年）で州の総生産額（GDP）の2.1%を占める^(注8)。州の農産物自給率は高く、チーズ、牛乳、食肉・肉製品、野菜加工品、パン・穀物加工品、ビール、砂糖等の農産物・加工食品を輸出しており（12年の輸出額84億ユーロ）、うち85%がオーストリア、イタリア、オランダ等のEU域内へ、残りがスイス、アメリカ、中国、ロシア等のEU域外向けである。

バイエルン州において兼業農家が多いのは、自動車や機械の工場など安定した雇用機会に恵まれているためであり、また州南部はアルプスに近い観光地であり、農家民宿や乗馬などを組み込んだグリーンツーリズムを営む兼業農家が少なくない。

バイエルン州は、農業政策の重点項目として、①教育、②研修、③経営不振農家の再建、④相談・アドバイス、⑤モデル農家育成をあげているが、州の担当者によると、「農業政策で最も重視しているのは専業農家と兼業農家を同等に支援すること^(注9)」であるという。その理由は、州の景気が低迷した時期にあっても兼業農家からの農産物供給が安定していたことが再認識され、州内で兼業農家の維持が重要であるとのコンセンサスが高まったためである。

（注7）バイエルン州農民連盟 Stephanie Wutz氏による。

（注8）数値はバイエルン州食料農林業局（1ユーロ=135円で換算。以下同じ）

（注9）在ベルリン・バイエルン州代表部Stefan Hiebl氏による。

(2) 州が中心となった農業支援体制

バイエルン州で行われている農業支援には、「農業者の養成」と「農家に対する支援」の二つの柱がある（第2図）。

農業者の養成は主に学校での専門教育によるものであり、バイエルン州では、農業学校、農業専門学校、農業技術専門学校を州が直接、運営・管理し、「農民」や「農業マイスター」の資格を持つ農業者等の養成を行っている。

農家に対する支援には、①農業技術や経営に関わる支援と、②農業経営と一体化した家政に対する支援があり、いずれもバイエルン州が直接ないし間接的に関わっている。①の農業技術や経営に関わる支援は、農業者の求める基本的な技術や経営課題について「アドバイス」を行うものである。そのアドバイスは、州の地方事務所に駐在する「アドバイザー」が無料で対応するケ

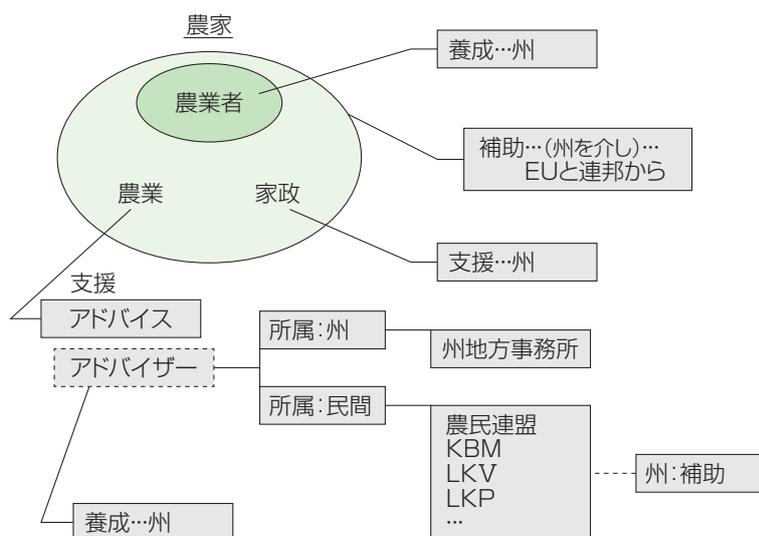
ースと、民間の組織が有料で対応するケースに分けられる。^(注11)専門性の高い農業技術や経営課題に関するアドバイスは、部分的には州のアドバイザーも関与するものの、多くは民間組織が対応している。こうした支援に関与する州や民間のアドバイザーは、農業単科大学や総合大学の卒業生の中で一定の資格要件と国家試験をクリアした有資格者である。

前述したように、バイエルン州では、これらの支援を専業か兼業かを区別することなく実施している。

(注10)「家政」(Hauswirtschaft)は「家計」とも訳され、農外収入も含んだ農家経済全体を意味する。

(注11)「アドバイス」はドイツ語の「Beratung」を訳したもので「助言」とも訳され、同じく「アドバイザー」は「Berater」で「助言者」とも訳される。四方(2012)では、歴史的な背景や組織が州ごとに異なることを前提のうえで、当該事業分けても公的事業をドイツ連邦として概括し説明する必要があつたか、「普及」「普及員」と表現している。また市田(1992)でもBeratung「助言」、Berater「助言者」が一部を除き「普及」「普及員」と訳されている。ドイツのBeratungは、日本の普及員や農協営農指導員が行っている業務に近いと考えられるが、本稿では、普及と営農指導の区別を前提としておらず、またバイエルン州の独自性や資格要件等の違いがあることを踏まえ、以下、原則として「アドバイス」「アドバイザー」に用語を統一し使用する。

第2図 バイエルン州の農業者・農家経営支援



資料 2014年と15年のバイエルン州での州および関係機関に対するヒアリング調査を基に作成

(3) 農業者とアドバイザーの養成

ドイツでは教育は州の管轄になっており、教育制度は州により多少異なっている。^(注12)連邦でほぼ共通するのは9~10

年間の初等・中等の義務教育期間であり、初等教育は小学校4年修了までである。その後5年目からは中等教育で、基幹中等学校、実業中等学校、大学進学（ギムナジウム）のコースに分かれる。これらの修了までが義務教育で、その後は、高等教育に進むギムナジウムを選択する者以外は、多くが各種の職業学校（Berufsschule）に進む。

基幹中学や実業中学から職業学校（農業、工業、商業）に進む人たちは、実家の後継者が多い。農業に関する職業教育の方法は、農業学校に通いながら農場での実務経験も並行して受ける理論と実習の「並行教育（デュアルシステム）」が採られ、これを修了すると「農民」の資格が授与される（約700人/年）。農業学校は無料であり、ここでの教育は専門の先端教育ではなく、農業の一般的な基礎教育である。農業学校は州に25校あり、各校が年に1クラス（平均20人）を開講している。

職業学校の次の段階には、専門性を高める農業専門学校（Landwirtschaftsschule、州内27校）と農業技術専門学校（Technikerschule Agrarwirtschaft、州内2校）があり、いずれも無料である。農業専門学校を修了し州の認定試験に合格すれば、「農業マイスター」の資格が授与される（年間350～450人）。マイスターの資格を取得すると、自分の農場で若い人たちを「見習い」として雇用でき、外で働く場合には無資格者より高賃金が期待できる。農業技術専門学校では、農業技術のほかドイツ語や数学等の一般教養も履修する。この卒業生に農家の後継者は

少なく、農業関係企業や団体に就職する人が多い（約250人/年）。

一方、ギムナジウムに進み、単科大学（Hochschule）や総合大学等に進学する人たちは、実家が農業であっても企業等に就職するのが一般的である。州内には、農業単科大学が2校あり、総合大学のミュンヘン工科大学には州内で唯一の農学部がある。

農業単科大学ではバチェラー（学士号）が取得でき、卒業生は小・中規模の農業経営や農業アドバイザー、あるいは農機販売等の農業関係ビジネスに就業している。これまで約半分が農業に就き、アドバイザーをしながら農業を営む人も多くいる。総合大学の卒業生は、大規模農業の経営者や、農業関係ビジネスの管理部門などの比較的上級の職を得ている人が多い。これまでミュンヘン工科大学農学部の卒業生の多くは農業関係ビジネスの企業に就職しているが、1割ほどの卒業生が農業経営に就き、その中には労働時間の半分程度をアドバイザーの仕事に充てている人もいる。

アドバイザーの資格要件は、一般的アドバイス（例えば耕作や搾乳に関する単純なアドバイス）であれば農業単科大学以上のバチェラーや技術者・技師^(注13)（Techniker）で対応でき、専門的アドバイス（例えば牛舎全体を新設・改造するような大きなプロジェクトに対するアドバイス）では、マスター以上の学位が必要となる。

バイエルン州はアカデミーを設置してアドバイザーを養成しており、前記の教育を受けた後、ここで2年間の研修・教育（現

場実習を含む)を受けるとアドバイザーの資格を取得できる。

(注12) バイエルン州継続教育センターのChrista Hörmann氏(センター長)とAlbert Balsler氏、ミュンヘン工科大学大学院農業経営学科 Dr. Heinz Bernhardt教授から提供された資料と聞き取りによる。

(注13) 前述の農業技術専門学校修了者

(4) 農業経営に対するアドバイス

州政府による農業支援として農業への直接補助と生産技術や経営面でのアドバイス支援があるが、ここでは後者に絞って記述する。生産技術のアドバイスは州が直接行うものと民間組織が行うものに大別されるが、両者のアドバイス事業は独立して行うのではなく、バイエルン州では08年から州と民間組織の事業を連携させた「結合普及システム」^(注14)として実施されている。

(注14) 四方(2012)165頁

a 州のアドバイス事業

州のアドバイス事業は47の州地方事務所(以下「農業事務所」)で行われており、一般的アドバイスができるアドバイザーが駐在してこれに当たっている。このほか専門的アドバイスのできるアドバイザーが州全体で10人いる。農業事務所のアドバイスは農業現場ではなく、来訪者への個別的ないし研修等集団でのアドバイスである。

州政府はアドバイス事業の民間への移行を進めており、結合普及システムによって民間組織のアドバイザーが根付くよう支援を行っている。現在、州のアドバイザーは約300人であるが、減少傾向にあり今後も

^(注15)減少する見込みである。

通常の農業支援とは別に、後ろ向きの経営不振農家に対するアドバイスは州が無料で実施する方式を維持しており、強い姿勢で経営再建を指導している。最近では、バイオガス発電・熱供給プラントに多額の投資を行った約500戸の農家が経営再建の対象になった。破綻前の相談やアドバイスは民間組織が担当するが、破綻後の再建は州機関が担当する。破綻農家の多くは専業農家であり、金融機関の強い勧めで州機関を訪れるケースが多い。^(注16)

(注15) 州食料農林業局Reiner Lubert氏による。

(注16) 州農業経営農業構造研究所(LfL)のWinfried Statzger研究員による。

b 民間組織のアドバイス事業

近年、バイエルン州では州のアドバイス事業が後退し、その分、民間組織のアドバイスが重要な位置を占めるようになっていく。その民間組織として、バイエルン州畜産改良生産者組織管理機構(LKV)、バイエルン州植物生産管理機構(LKP)、バイエルン州機械運営援助組織管理機構(KBM)など^(注17)があり、農業生産、経営、社会保障等に関するアドバイスを行っている。民間の組織が農家の相談に応えアドバイスをする場合、州がその費用の一定額を農業種類に関わりなく負担している。

①畜産生産者組織

バイエルン州畜産改良生産者組織管理機構(LKV)はバイエルン州の畜産農家を会員とする組織であり(会員数約30,000人)、生産物の品質検査と生産能力検査に基づくア

ドバイスを行っている^(注18)。会員のうち酪農家が22,000戸で、この中には子牛生産や畑作兼業が含まれる。そのほか子豚生産や肉牛肥育も存在する。当機構の会費は基本会費が480ユーロ(64,800円)/戸・年で、これに飼養頭数による変動会費が加算される。

州の32,000戸の酪農家(1戸平均43頭)のうち約7割の計約100万頭の乳牛個体を当機構が品質検査しており、EU基準の品質証明書と個体識別証明書が発行される。また、乳牛の能力検査では脂質、体細胞数、ラクターゼ、尿素等を検査し、月1回、搾乳量を検査する。能力検査料は平均37ユーロ/頭・年であるが、これに対しバイエルン州が14ユーロ/頭・年を助成している。

当機構は乳牛関係のアドバイスを02年から実施し、12年から専担課を設置してアドバイス事業を本格化したが、これは生乳検査の結果に関するアドバイスから発展したものである。当機構はアドバイザーを50人(うち常勤45人)抱えており、全て有資格者で、少なくとも農業技術専門学校卒であるが、近年、農業者も高学歴化しているのでアドバイザーも高学歴化している。

酪農に関わるアドバイスは、乳牛検査に基づく指導、人口授精の指導、群管理の指導、餌の指導等であり、これらは11回/年、農家での現場指導によって行う。アドバイスに関連する補助的な仕事はアルバイトの人々(1,370人・数日/月)が行っている。搾乳に関連するアドバイスは、設備条件や搾乳手順、衛生状態、新規設備の導入等に関するものである。給餌飼料のアドバイスの

対象は4,400戸で、飼料関係職員の80人が対応しているが、うち常勤アドバイザーの45人は州内全域を担当している。また、最近、既存の乳牛群の中から最適の雄を見つけ出してカップリング(種雄牛選定)を行う事業も開始しており、この45人のうち25人がその有資格者である。

②地区マシーネリング組織

マシーネリング(MR)はバイエルン州が発祥の地であり、州南東部のパッサウ近郊でガイアースベルガー博士が実験的に創設したのがその始まりである^(注19)。バイエルン州の農家は小規模であるため地代が高く、またトラクターやコンバイン等の農業機械投資の負担が大きい。そのため、地域の助け合いによってこれらの負担を軽減することを目的にMR組織が生まれた。

現在、ドイツ連邦には機械利用を主体に組織された約200のMRがある。州内には73(連邦の3割強)の地区MR組織が存在し、バイエルン州機械運営援助組織管理機構(KBM)が州全体を管轄している。地区MR組織は1960~70年にかけて設立され、上部組織のKBMの傘下に入って連携して事業を展開している。地区MR組織は1組織当たり800~3,000人の会員を擁し、州全体の会員数は103,000人である。

今回訪問したのは、ミュンヘン南東部を管轄地域とするアイブリング・ミーズバッハ地区組織である^(注20)。このMRは、63年にミュンヘン郊外で設立された地域農民を会員とする非営利の互助団体であり、その後ミーズバッハにあった同様の組織と合併し現

在に至っている。

当地区MR組織の会員数は1,765人で、3人（生産者でボランティア）の名誉職の組合長、副組合長がいる。18人の職員が配置され、会員が保有する農機の貸借仲介を行っているが、それ以外に、牧草の刈取・育成、人材派遣、オーガニック堆肥製造・運搬、施肥・播種作業、農地掘削、相談対応（アドバイス）などの事業を行っている。

アドバイス事業で行っているのは農業経営のアドバイスであり、具体的には、機械導入や設備投資の全体像をデザインし、それに基づきアドバイスをする。経営アドバイスを受ける際は、農家が直接、当組織のアドバイザーに相談に来るケースが最も多い。また、農家が銀行融資を申し込むと、銀行から当該農家にアドバイスを受けるよう要請するケースもある。アドバイス料は「1時間90ユーロ（12,150円）+19%の消費税」が目安で、そのうち50%の45ユーロを州政府が負担している。

バイエルン州のMR組織全体でアドバイザーが20人いるものの、相談需要からすると不足気味であるが、適切な人材が簡単には見つからないので増やせないのが現状であるという。

③農民連盟

バイエルン州農民連盟は生産種目に関係なく全ての農民の利益を代表する会員制組織であり、耕作面積に応じて会費を徴収している。^(注21) 会員は個人ではなく「家」単位であり、バイエルン州の農家を含む約15万戸が会員である。州の農家数に比べ会員数が

多いのは、農業をリタイアした元農家や賛助会員の家も登録されているからである。会費は経営面積に比例し平均150ユーロ（20,250円）/年であり、元農家や賛助会員は一律72ユーロ/年である。

当連盟の下部組織として、市町村の行政区別別に6,464組合、44郡に72組合、7地方に7組合が組織され、州段階がこのバイエルン州農民連盟である。^(注22) ドイツ連邦には、全ての州に少なくとも1つの州農民連盟があり、その全国組織がベルリンのドイツ農民連盟で、ドイツ農民連盟はヨーロッパ農民連盟のメンバーである。当連盟には430人の職員がおり、州内の44郡と7地方に配属されている。

当連盟は、販売や加工、金融に関する事業は行っておらず、連邦議会やEU議会に対するロビー活動、全般的な広報活動、農民に対する教育活動、アドバイス活動、会員の販売・購買の際の仲介、子会社を介した税務と保険の対応等を行っている。

アドバイスの内容は、法律や社会保障、世代交代等に関するものであり、農業技術のアドバイスは行っていない。アドバイスは有料であり、会員は年会費のほかに別途料金を支払う。平均すると80~100ユーロ（10,800~13,500円）/時間が相場で、料金の一部が当連盟の収入になる。法律関係で複雑な場合は外部の専門家に関わってもらう。

農民連盟が行う事業は法律により規制されており、以前は、農民連盟が直接、税務相談に応じ、また農業関係の保険（火災、作物、災害等や、個人用の介護、生命、年金）

や旅行等の斡旋も行っていましたが、規制により、現在は連盟が一定以上の株を保有する子会社を通じてこれらの事業を行っている。特に、一定規模以上の農家は農業簿記の記帳が義務付けられているため税務相談は人気があり、約7割の農家が相談しており、子会社は連邦の税理士資格を持つアドバイザーを抱えている。なお、これらの子会社は同連盟と同じビルの中に入っている。

(注17) いずれも社団法人で名称は次の通り。

LKV : Landeskuratorium der Erzeugerringe für tierische Veredelung in Bayern e.V.,

LKP : Landeskuratorium für pflanzliche Erzeugung in Bayern e.V.,

KBM : Kuratorium Bayerischer Maschinen- und Betriebshilfsringe e.V.

(注18) LKVのRegina Jakob氏による。

(注19) 石光 (1996) 10頁

(注20) 当地区組織のKlaus Schiller氏による。

(注21) 農民連盟のStephanie Wutz氏による。

(注22) 旧東ドイツでは会員が2,000人しかいない農民連盟もあるが、当連盟はドイツの連盟の中で会員数が最も多く、財務状況も良好で発言力も強い。

(5) 農外副収入の確保支援

バイエルン州では「農業の多様化」の一環として農外収入の確保を支援しており、その内容はグリーンツーリズムや農産物加工、直売などで、地域によって取り組む内容が異なっている。州が政策目標として農家収入の複合化と多様化を掲げているのは、農家の84%が農外収入を必要としているという実態に基づく^(注23)。複合化の目標は、安定した農業生産の維持、農村に労働の機会をつくること、農村の生活水準の向上、地域社会と農業者とのコミュニケーションの強化などである。

バイエルン州では全農家の60%が副収入を得ており、そのうち40%の農家は再生可能エネルギーから副収入がある。副収入のある農家の14%は農業収入とほぼ同程度、25%は農業収入より副収入の方が多い^(注24)。農業関連の副収入として、自治体関連のサービス、農場でのエネルギー生産などがあり、家事関連の副収入には、農家民宿、農場体験、農家直売、家事サービス、地域社会サービス(雪かき、駐車場等)などがある。州はこのような多様な農家経営のあり方の教育とノウハウを提供して支援しているが、州が直接指導をするのではなく、民間組織がそれを担っている。

農業関連の副収入確保を目的とした州による資金支援はない。ただし、農地の14%がバイオガス等の再生可能エネルギー生産に使用されているが、生産された電気や熱に対しては連邦政府から固定価格買取制度による補助がある。また、州内では農家の1,400組織でバイオガス発電と熱供給を事業化しているが、暖房用の配管ネットワークに対して州が助成している。

家事関連で農家の副収入につながる方法^(注25)として、下記のものがある。

①**農家民宿**：農家民宿に取り組む農家は5,000戸あり、州内の各地域に分布し、州は農家民宿のイメージ広告を各方面に出し支援している。91年に710万人・泊であったが、13年には1,260万人・泊と20年間で約8割増加した。農家民宿は農家に副収入として年間5,000ユーロ超をもたらし、州全体で毎年約5億ユーロの売上がある。

②**農家直売・農家レストラン**：10年時点で州内で4,000戸の農家が農家直売のリストに登録され、ファーマーズマーケットが180か所設置されている。また、農家レストラン（180農家に資格付与）や、予約購入ボックス、インターネット販売、牛乳直販（家庭、幼稚園、学校へ供給）など様々な販売チャネルがある。

③**農場体験学習**：州内600か所でハーブ教育（作り方や利用の仕方）を実施している。州フランケン地域では、ワイン醸造所巡りのため約300人の農家女性ツアーガイドとして活躍している。熟練農家での農場体験プログラムが作成され、これまでに州内の小学校3～4年生の3,470クラス、生徒数7万人（州内の同学年生徒の31%）が参加し、受入農家は456戸である。

④**家事サービス**：家事サービスには様々な種類（約100種類）があり、この事業に1,200人の女性が参加している。具体的には、地域の生産物を使ったパーティ料理（約60種）やピクニック料理の提供のほか、問題家庭の支援、高齢者の日常監視などがある。

⑤**社会的農業**：自治体や地域サービスの一端を担うサービスであり、特別なニーズを持つ人々（子供、高齢者、移民、精神疾患患者、病人、中毒者、障がい者等）の看護、世話、就業支援等であり、その人の家に出向くか、その人を預かるかの方法でサービスを提供する。

（注23）バイエルン州食料農林業局の資料による。

（注24）州食料農林業局Anton Hübl氏による。

（注25）州食料農林業局Brigitte Blaim氏作成資料とAnton Hübl氏による。

（6）農業者支援と農協

以上の説明の中で農協は登場していないが、州内には酪農協、農地農協、乾燥農協、養鯉農協など多くの農協がある。しかし、これらの農協は農業者へのアドバイス事業は行っていない。例えば州内に酪農協が77あるが、おしなべて零細であり、酪農協が^{（注26）}営農を支援する体制はとれないという。

バイエルン州の農業者支援と農協の関係で参考になるのが、ノルトラン＝ヴェストファーレン州（NRW）の事例である。^{（注27）}NRW州には、農業者のための組織として農民組合、農業会議所、農協の3つがあるが、農業会議所にはすべての農家が強制的に登録され、この農業会議所が会計や法律を含め農業者支援を実務的に行っている。バイエルン州では州と民間組織が連携した結合普及システムを行っているが、NRW州ではこれを農業会議所が一手に引き受けている。一方、農協は、販売・購買と食品加工の事業を営み、メーカーが提供する農業技術や農協連合会が提供する市況データ等の情報を農家に提供しているが、バイエルン州と同様にNRW州の農協は農業技術や農業経営に関するアドバイス事業は行っていない。

（注26）州食料農林業局Christian Wild氏による。

（注27）ラインラント・ライフアイゼン購買販売協のBernhard Weyers氏による。

3 バイエルン州の経験と日本への示唆

ドイツの各州は19世紀後半までの領邦国家の歴史を色濃く残しており、政治や教育

制度、各種政策において州の独自性が強く、農業構造も地域差が大きい。

バイエルン州はドイツの中で農業が最も盛んな地域であるが、農業経営の規模は小さく、また他産業での兼業機会が多いこともあり兼業農家の割合が高い。そのなかでバイエルン州では、兼業農家の維持が重要であるとの認識に基づき農業支援は専業と兼業を区別することなく実施されている。

バイエルン州は60年代以降、離農促進による構造改革の路線に反発し、マシーネリングを中心に兼業農家も含めた地域農業を維持する政策を進めてきた。現在でも、その農業政策は生産性向上のみを目的にしておらず、環境保全や条件不利地対策、農業多様化を重視している。こうしたバイエルン州の取組みは、同様に工業やサービス産業のウェイトが高く零細な兼業農家が多い日本の農業政策のあり方を考える上で極めて興味深い。

バイエルン州では、農業教育と技術・経営支援（アドバイス事業）を連結させた農業支援システムを構築しており、他の州に比べて州政府が関与している部分が多い。しかし、欧州やドイツ全体で農業者支援は民営化・有料化の方向にあり、これについてはバイエルン州も例外ではない。日本でも農業改良普及事業の縮小が進んでおり、今後農家戸数の減少と一部農家の規模拡大、成長が見込まれるなかで農協営農指導事業のあり方が問われているが、今後の日本の農協営農指導事業や普及事業の再構築の方

向を考えるうえで、バイエルン州の経験は重要な示唆を与えられる。

(注28) 西川邦夫「農協営農指導事業と協同農業普及事業の動向と連携の方向性」(『農林金融』2015年4月号)

<参考文献>

- ・淡路和則 (2014) 「ドイツにおける家族農業経営の持続と発展の構造」『農業経営研究』第51巻第4号
- ・石光研二 (1996) 「ドイツにおけるマシーネリングの成立と発展」『<農村工学研究59>マシーネリングの歴史と現状』農村開発企画委員会
- ・市田知子訳 (1992) 「ドイツにおける農業者育成、普及事業の方向」『のびゆく農業805—世界の農政—』農政調査委員会
- ・市田知子 (2004) 『EU条件不利地域における農政展開—ドイツを中心に—』農林水産政策研究所
- ・ガイエルスベルガー (1970) 『西ドイツ農業の新しい途』『のびゆく農業336』農政調査委員会
- ・木村慶男 (1994) 「ヨーロッパの農業支援システムとその特色」『世界の農業支援システム』(第2章) 農山漁村文化協会
- ・四方康行 (2012) 「ドイツの農業普及活動における農業会計と会計分析」『農業経営発展の会計学』(第2章) 昭和堂
- ・高山隆子 (1991) 「西ドイツ—環境・地域保全をめざす農業・農政」『政府と農民』(第4章) 農山漁村文化協会
- ・小林吉幸 (1992) 『西ドイツの農業構造政策』日本経済評論社
- ・バイエルン州食糧農林省 (1972) 「バイエルンの道」『のびゆく農業374』農政調査委員会
- ・村田武 (2006) 『戦後ドイツとEUの農業政策』筑波書房
- ・Bayerisches Staatsministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Forsten (2014), "Bayern als Agrarstaat"
- ・Bayerisches Staatsministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Forsten (2015), "Land- und Forstwirtschaft in Bayern, Grafiken und Tabellen 2014"

分担執筆

<1, 3> 清水徹朗・しみず てつろう

<2, 3> 坂内 久・ばんない ひさし